



様式第4号(第7条関係)

江衛土指令第6-24号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 茨城県ひたちなか市大字津田
2554番地の2

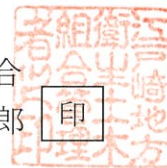
氏名 勝田環境株式会社
代表取締役 望月 福男

電話番号 029 (272) 2141

令和6年5月9日付けで申請のあったことについては、江戸崎地方衛生土木組合廃棄物処理及び清掃に関する条例第10条第1項の規定により下記のとおり許可する。

令和6年5月17日

江戸崎地方衛生土木組合
管理者 筧 信太郎



営業の所在地	茨城県ひたちなか市大字津田 2554 番地の 2
営業所の名称	勝田環境株式会社
取扱一般廃棄物	可燃ごみ・可燃粗大ごみ
事業内容	収集運搬
営業の区域	美浦村
許可期間	令和6年6月6日から令和8年6月5日まで
許可条件	1 収集運搬後に発生した廃棄物は、(株)カッタに運搬し、処理する。 2 許可業者は、管理者が定める廃棄物の処理に関する規則及び指導要項等を遵守すること。 3 本条件に定めるもののほか、関係法令等に違反する行為があった場合は、許可の取消し又は停止を命ずることがある。